

「トリクロロエチレンに係る排水基準の見直し(案)」に対する府民意見等の募集結果及び水質部会の見解について(案)

- 募集期間：平成27年3月30日（月曜日）から4月28日（火曜日）まで
- 募集方法：電子申請、郵便、ファクシミリ
- 提出意見数：1件

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する水質部会の考え方は下記のとおりです。なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約し、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しました。

ご意見等の概要	水質部会の考え方
<p>トリクロロエチレンの使用実態を踏まえ、上水道水源地域以外の地域における条例の排水基準については、法の排水基準と合わせるべき。</p>	<p>今回のトリクロロエチレンに係る排水基準の見直しに当たっては、これまでの健康項目に係る排水基準の設定に当たっての基本的考え方（上水道水源地域以外の地域における特定事業場（水質汚濁防止法対象）には法の排水基準を適用し、届出事業場（生活環境保全条例対象）には特定事業場と同じ排水基準を適用する。）や府域の公共用水域におけるトリクロロエチレンの検出状況、事業場の排出水の実態等を踏まえて、検討を行いました。</p> <p>その結果、上水道水源地域以外の地域における事業場に対する排水基準は、特定事業場については上乗せ条例を適用しない（したがって法の排水基準が適用される。）こととし、届出事業場については法の排水基準と同じとすることが適当であると考えます。</p>

トリクロロエチレンに係る排水基準の見直し（案）

【見直しの経緯】

トリクロロエチレンについては、平成26年11月17日に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」が、「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改正されました。

このことを踏まえ、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水基準を見直すものです。

1. トリクロロエチレンに係る排水基準見直しに当たっての基本的考え方

今回の排水基準の見直しに当たっては、下記のとおり、これまでの健康項目に係る排水基準等設定に当たっての基本的考え方を踏まえて検討する。

＜健康項目に係る排水基準設定の基本的考え方＞

- 上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として、環境基準値を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用する。
- 上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の排水基準を適用する。
- 生活環境保全条例で定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準を適用する。

2. トリクロロエチレンに係る排水基準について

基本的考え方を踏まえると、トリクロロエチレンに係る排水基準は表1に示すとおりとなる。

表1. トリクロロエチレンに係る排水基準

	上乗せ条例	生活環境保全条例
	特定事業場	届出事業場
上水道水源地域	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
上水道水源地域以外の地域	上乗せ条例は適用しない (法の排水基準(「0.1mg/L 以下」とすることを検討 中)が適用される)	法の排水基準と同じ

上水道水源地域における既設の特定事業場及び届出事業場については、排出水の濃度が排水基準の見直し案(0.01mg/L以下)を満足している。また、新設事業場については、トリクロロエチレンの排出水への混入を可能な限り抑制する措置の徹底や、適切な排水処理施設の設置により、排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられる。

したがって、トリクロロエチレンに係る排水基準は表1のとおりとすることが適当である。

3. 暫定排水基準の必要性について

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場については、「2. トリクロロエチレンに係る排水基準について」で検討したとおり、既設事業場については排出水の濃度が排水基準の見直し案を満足していること、また、新設事業場についても、トリクロロエチレンの排水への混入を可能な限り抑制する措置の徹底や、適切な排水処理施設の設置により、排水基準の見直し案を満足することが可能と考えられることから、暫定排水基準を設けなくても支障はない。

同様に、上水道水源地域以外の地域における届出事業場についても、既設事業場及び新設事業場とも暫定排水基準を設けなくても支障はない。

4. 排水基準の適用開始日について

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場に係る見直し後の排水基準について、現状において既設事業場は満足しているが、今後、新たにトリクロロエチレンを使用する施設を設置する事業場が立地することが考えられるため、水道水源保護の観点から、必要な手続きを経て可能な限り早期に適用することが適当である。

上水道水源地域以外の地域における届出事業場に係る見直し後の排水基準については、法の排水基準の改正に合わせて適用することが適当である。

5. 既設事業場に対する周知期間の設定について

既設事業場に対しては、現状において見直し後の排水基準を満足していること、また、対象となる事業場が限られており個別に周知を図ることが可能なことから、周知期間を設けなくても支障はない。